## 協会けんぽニュース

# おおいた



社内で回覧・掲示をお願いします。

## 令和5年度 健康保険委員表彰

協会けんぽでは、長年にわたり健康保険事業の推進にご協力をいただいている健康保険委員の方々に対して 感謝の意を表し、「健康保険委員表彰」を実施しております。今年度の受賞者は次の方々です。

#### 全国健康保険協会理事長表彰

池田 恵美様

社会福祉法人 大喜福祉会

大森 映司様

株式会社 長浦製網所

工藤 豊広様

社会福祉法人 県南福祉会 さつき園

德永 吉男様

株式会社 オアシス

日髙 清志様

有限会社 日興商事

宮崎 勝様

平和扶桑テクノ 株式会社

山村小百合 様

株式会社 利根建設

(五十音順)

健康保険委員表彰は、委員の就任期間、生活習慣病予防健診の受診率、特定保健指導の実施状況、一社一健康宣言の取り組み状況等を基準とし、健康保険事業の推進にご協力いただいている方を対象としています。

#### 全国健康保険協会支部長表彰

井本 洋子 様 社会医療法人 敬和会 大分岡病院

清田 邦恵 様 特定非営利活動法人 ともだち村

小林 大介 様 大分交通 株式会社

**坂本 裕子** 様 株式会社 坂本砿業所

佐藤 健治 様 株式会社 オー・ビー・シー

新原富士子 様 日田木材協同組合

武内 絵理 様 日田市森林組合

谷藤 淳様 株式会社 オフィスコミニケーションサービス

中嶋 明美 様 社会福祉法人 安岐の郷

深町さゆり 様 グリーングループ 株式会社

本田 美雪様 旭環境管理株式会社

宮村 志郎 様 社会福祉法人 同心会

高齢者総合福祉施設 しおさい

山田 崇宏 様 佐伯広域森林組合

山本 孝哉 様 社会福祉法人 恵愛会

特別養護老人ホーム 茶寿苑

油布 誠二 様 株式会社 テツゲン 九州支店 大分事業所

和田 智子 様 株式会社 日出ハイテック

(五十音順)

### 健康保険委員のご登録をお願いします!

すでに約 3,000 社が

ご登録済み!

協会けんぽのサービスや健康保険制度を有効にご活用いただくために、

健康保険事務ご担当者様を健康保険委員としてご登録いただくことを各事業所様にお願いしています。 健康保険委員をご登録いただくと、健康保険事務手引き冊子の配付や健康保険委員限定の研修会の



開催等の特典があります!もちろん<u>費用は一切不要</u>です!

まだご登録がお済みでない事業所様は、ぜひご登録をお願いします。

Q 協会けんぽ大分 健康保険委員募集

# 年末年始の休業期間のご案内

令和5年12月29日(金)から令和6年1月3日(水)は、年末年始の休業期間となります。

令和5年 12月				令和6年 1月			
<b>28</b> 日 (木)	<b>29</b> 日 (金)	<b>30</b> 目 (±)	<b>31</b> ⊟ (目)	<b>1</b> 日 (祝)	<b>2</b> 日 (火)	3日 (水)	<b>4</b> 日 (木)
営業			休	業			営業



# 医療費のお知らせ

# をお送りします

協会けんぽでは、加入者の皆さまに健康や医療費に対する関心・理解を深めていただくことを目的とし、 年1回「医療費のお知らせ」をお送りしています。

対象期間

主に令和 4 年 10 月~ 令和 5 年 8 月診療分※

送付時期 送付先 令和6年1月中旬~ 下旬にかけて 事業所様へ送付

(任意継続被保険者の方はご自宅あて)



#### ご担当者様へのお願い

個人情報保護のため、医療費のお知らせは**開封せずに**従業員の皆さまへお渡しください。

- ・医療機関等の受診がない等の理由により、 医療費のお知らせが発行されない方も います。
- ・可能であれば、退職者様にもお渡しください。 (お渡しできない場合は同封の返信用封筒で ご返送ください。)

※令和5年度の医療費のお知らせは、送付時期を可能な限り早めるため記載する診療期間が変更となっています。

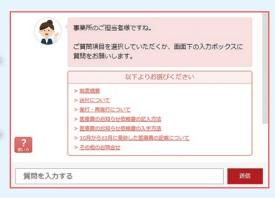
#### 医療費のお知らせを確定申告の医療費控除に利用する場合

医療費のお知らせを医療費控除に利用される場合、令和 5 年 9 月~ 12 月診療分等の医療費のお知らせに記載のないものについては、「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に添付する必要があります。 (医療費控除については、税務署にお問い合わせください。)

#### お問い合わせは簡単便利な「チャットボット(自動会話プログラム)」をご利用ください

医療費のお知らせに関する ご質問に AI が会話形式で お答えします!

> 24 時間 365 日、 パソコンやスマホで 手軽に利用できます!



協会けんぽホームページ

広報・イベント

「医療費のお知らせ」について

の順に進んでご利用ください

スマホの場合は こちらからも⇒



退職された方

扶養から はずれた方

# 速やかに【保険証の回収】

## 退職日の翌日・扶養からはずれた日以降は保険証を使用できません

誤って保険証を使用してしまうと、 協会けんぽが負担した医療費を 返納いただくことになりますので、 ご注意ください。

保険証の誤使用の防止のため 速やかな回収と返却に ご協力をお願いします

#### 1)保険証を回収する



#### ②日本年金機構へ提出する

#### ≪提出物≫

- ・被保険者資格喪失届 または 被扶養者(異動)届
- ・保険証
- ※電子申請の場合も申請後に 必ず保険証のご提出が必要です



発行: